

「2025年日本国際博覧会 廃棄物管理及び廃棄物収集運搬処分業務」に係る

企画及び協賛提案 公募要領

1. 業務名

2025年日本国際博覧会 廃棄物管理及び廃棄物収集運搬処分業務（以下、「本業務」という。）

2. 業務の趣旨・目的

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）が開催する2025年日本国際博覧会の会場（以下「博覧会会場」という。）から発生する廃棄物の管理においては、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとして持続可能な社会を共創していくレガシーとなるため、廃棄物を発生させない取り組みの実施、発生した廃棄物の資源循環・リサイクルへの取り組みが重要である。

そこで、本万博に集う来場者、参加者、博覧会協会、すべての人々が協力しあい、「共に新しい未来をつくる」という参加型の取り組み、見える化等による普及啓発で人々の意識・行動変容を促し、来場者が博覧会会場で快適な時間を過ごすための美観維持や環境負荷の軽減とともに、持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献を実現する。

この事業については、民間事業者の知識やノウハウ等を活用し、より効果的な業務を提案する必要があることから、企画及び協賛提案により受託事業者を募集する。

3. 業務の概要

- ① 廃棄物管理業務（仕様書4.（ア）～（ク）及び（コ））
- ② 廃棄物収集運搬業務（仕様書4.（ケ））
- ③ 廃棄物処分業務（仕様書4.（ク））

※詳細は別添仕様書及び特記仕様書を確認すること

4. 提案上限額

- ① 廃棄物管理業務
1,785,000千円（税込）
※本業務を実施する全ての経費を含む。（協賛額含む）
- ② 廃棄物収集運搬業務及び廃棄物処分業務
158,000千円（税込）

5. 各業務の履行期間及び契約締結予定時期

- ① 廃棄物管理業務：
契約締結日から2025年10月31日（金）まで（2024年2月頃契約予定）
- ② 廃棄物収集運搬業務：
契約締結日から2025年10月20日（月）まで（2024年11月頃契約予定）

③ 廃棄物処分業務：

契約締結日から2025年10月20日(月)まで(2024年11月頃契約予定)

※②及び③の業務に係る委託契約は、概算契約とし、最優秀者の提案内容に基づいた廃棄物の分別区分及び分別区分別処理ごとに、各業務を履行できる許認可等を有する者と協会が個別に締結する。ただし、協会の判断によりこれらの区分や処理が変更された場合は、提案内容に基づいた契約とならない場合があるため留意すること。

※処理の代わりに買取の提案があった場合は、別途協会が指定する契約書にて売買契約を締結する。

6. スケジュール(予定)

2023年11月20日(月)：公募開始・先行調査成果物請求受付開始・質問受付開始

2023年12月4日(月)：質問受付締切

2023年12月11日(月)：質問回答

2023年12月14日(木)：先行調査成果物等開示請求の受付締切

2023年12月21日(木)：提案書類提出締切

2023年12月下旬～2024年1月中旬(予定)：選定委員会

2024年1月中旬～下旬(予定)：結果通知

2024年2月上旬(予定)：廃棄物管理業務の契約締結

2024年11月頃(予定)：廃棄物収集運搬業務及び廃棄物処分業務の契約締結

2025年10月20日(月)：廃棄物収集運搬業務及び廃棄物処分業務終了

2025年10月31日(金)：履行期間終了

7. 公募参加資格

(1) 次の3つの形態のいずれかであり、下記7-1から7-4の全ての資格を満たす者。

① 単体企業

※3.①から③のすべての業務を1者が担う

② 業務を提携している複数企業(以下「業務提携者」という。)

※3.①を単体企業が担い、3.②及び③の各業務を適切な許認可を有する者がそれぞれ担う。

なお、3.①を担う単体企業が3.②及び③のいずれかの業務の一部を担う場合を含む。

③ 複数企業により構成される共同企業体(以下「共同企業体」という。)及び業務提携者

※3.①を共同企業体が担い、3.②及び③の各業務を適切な許認可を有する者がそれぞれ担う

なお、共同企業体の構成員が3.②及び③のいずれかの業務の一部を担う場合を含む。

7-1. 一般的事項

※業務提携又は共同企業体で参加の場合には、全構成員が下記を満たすこと

(1) 次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。

① 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (5) 業務提携に係る事項
 - ① 業務形態
各事業者が担う業務は【様式 6-1】業務提携届出書において明確にし、一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないようにすること。
 - ② 代表者要件
代表者は3。①を担いかつ委任を受けた企業とし、【様式 6-2】委任状においてその旨を明らかにすること。
- (6) 共同企業体に係る事項
 - ① 業務形態
構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないようにし、共同する必要がある場合はその業務における責任者を明確にすること。
 - ② 代表者要件
代表者は指名を受けた企業とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。

7-2. 廃棄物管理業務を履行する者に求める参加資格

- (1) 次に掲げる履行実績のいずれかを満たすこと。
 - ① BIE の承認のもと国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会に係る廃棄物管理業務の経験を有する。
 - ② 平成元年度以降に開催された地方博覧会に係る廃棄物管理業務の経験を有する。
 - ③ 過去5年以内に大規模営業施設（店舗面積 10,000 m²以上）の廃棄物管理業務の経験を有する。
 - ④ 上記の実績に相当する経験を有する。

7-3. 廃棄物収集運搬業務を履行する者に求める参加資格

- (1) 事業系一般廃棄物の収集運搬
 - ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第6条の2第6項の規定において、一般廃棄物収集運搬の委託先として認められる者であること。
- (2) 産業廃棄物の収集運搬
 - ① 廃掃法第12条第5項の規定において、産業廃棄物の収集運搬の委託先として認められる者であること。

- ② 廃掃法第 14 条第 1 項の規定に基づく産業廃棄物の収集運搬業について、下記をすべて満たす許可を有する者であること。
 - (ア) 積み込む場所及び積み下ろす場所を含む区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長※）の産業廃棄物収集運搬業の許可
 - ※ 政令市長とは、廃掃法施行令第 2 7 条第 1 項に規定する市長のことをいう。
 - (イ) 上記①の許可証において、廃掃法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する産業廃棄物のうち、企画提案内容に沿った廃棄物の種類が明記されていること。
 - (ウ) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの電子マニフェストシステム「JWNET」へ収集運搬業者として加入していること。

7-4. 廃棄物処分業務を履行する者に求める参加資格

(1) 事業系一般廃棄物の処分

- ① 廃掃法第 6 条の 2 第 6 項の規定において、一般廃棄物処分の委託先として認められる者であること。

(2) 産業廃棄物の処分

- ① 廃掃法第 12 条第 5 項の規定において、産業廃棄物の処分の委託先として認められる者であること。
- ② 廃掃法第 14 条第 6 項の規定に基づく産業廃棄物の処分業について、下記をすべて満たす許可を有する者であること。
 - (ア) 業を行う区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長※）の産業廃棄物処分業の許可
 - ※ 政令市長とは、廃掃法施行令第 2 7 条第 1 項に規定する市長のことをいう。
 - (イ) 上記①の許可証において、廃掃法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する産業廃棄物のうち、企画提案内容に沿った廃棄物の種類が明記されていること。
 - (ウ) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの電子マニフェストシステム「JWNET」へ処分業者として加入していること。

8. 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりとする。

上記「7.公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

なお本業務は、企画及び協賛提案を同時に公募する趣旨に鑑み、協賛提案を行う場合は、企画提案と協賛提案を区別し、それぞれの提案内容に要する価格を明確に提示すること。

(1) 公募要領、仕様書及び様式の配布

① 配布期間

2023 年 11 月 20 日（月）から 2023 年 12 月 21 日（木）まで

② 配布方法

博覧会協会ホームページ「契約情報：2025 年日本国際博覧会 廃棄物管理及び廃棄物収集運搬処分業務の公募について」からダウンロードすること。郵送による配布は行わない。

[\(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

(2) 先行調査及び関係資料の開示

① 開示請求期間

2023年11月20日(月)から2023年12月14日(木)17時まで

② 請求方法

電子メール(送信先: clean@expo2025.or.jp)で受け付ける。

※「件名」に「【開示請求】2025年日本国際博覧会 廃棄物管理及び廃棄物収集運搬処分業務」と明記し、【様式1】守秘義務誓約書に記入・押印のうえ、PDFにしてメールに添付し、提出すること。

※口頭、持参、電話、ファクシミリによる開示請求は受け付けない。

③ 開示方法

電子メールにより次の先行調査等を開示する。

・「会場内清掃・廃棄物管理基本計画策定調査業務報告書」のうち、廃棄物管理に関する報告内容

・「貨物の取扱いに関するガイドライン」

(3) 質問の受付及び回答

① 受付期間

2023年11月20日(月)から12月4日(月)17時まで

② 提出方法

電子メール(送信先: clean@expo2025.or.jp)で受け付ける。

※「件名」に「【質問】2025年日本国際博覧会 廃棄物管理業務」と明記し、質問内容を【様式10】「質問票」に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、ファクシミリによる質問は受け付けない。

※質問内容に応募者名を特定できる内容を記載してはならない。

※質問内容に応募者名を特定できる内容の記載がある場合、当該質問に対する回答は行わない。

※①受付期間以外に提出された質問に対する回答は行わない

③ 質問の回答

質問への回答は、2023年12月11日(月)までに、(2)③にて先行調査及び関係資料の開示を開示した者に対して、メール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、博覧会協会ホームページ「契約情報：2025年日本国際博覧会 廃棄物管理及び廃棄物収集運搬処分業務の公募について」に掲載する。

[\(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

(4) 応募書類の受付

① 応募書類の受付期限

2023年12月21日(木) (メール送信は17時まで)

② 応募書類の提出方法

下記の宛先へ郵送により提出すること。(持参による提出は不可)

※2023年12月21日(木)までの消印があるものを有効とする。

宛先：〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎 43階

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 運営事業局 運営部 会場管理課

(担当：中尾、稲田)

また、提出の際は、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メールで応募書類すべてのデータを送信すること。(送信先：clean@expo2025.or.jp)

※メール送信量が10MBを超える場合は添付ファイルを分割して送信すること。

なお、電子メール送信後、必ず下記あてに電話にて受信の確認を行うこと。

電話番号：06-6625-8745

(土曜日及び日曜日・祝日を除く10時から17時まで ※12時から13時までを除く)

③ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(5) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入をすべて削除(黒塗り)すること。

【応募時に必要な書類】

ア 応募申込書(様式2：原本1部)

イ 企画提案書等(原本1部、副本5部)

① 企画提案書<A4用紙、様式自由、片面30枚を上限とする>

以下の順に沿って、本万博における重要な点である「廃棄物を発生させない取り組みの実施、発生した廃棄物の資源循環・リサイクルへの取り組み」を意識し、できるだけ分かりやすく、簡潔に記載すること。

(ア) 廃棄物管理実施計画書、作業マニュアル作成業務及び研修実施

(イ) 清掃管理センター廃棄物管理業務

(ウ) サブストックヤード業務

(エ) 3Rステーション巡回回収業務

(オ) 会場内集約業務

(カ) メインストックヤード業務

(キ) 博覧会会場外搬出管理業務

(ク) 設備、資機材、消耗品の確保

(ケ) 収集運搬、処分

(コ) その他

② 全体概要< A 3用紙 (折込) 1ページで作成・様式自由 : 原本 1部、副本 5部>
業務全体の概要 (検討方針及び進め方、業務実施体制等) について簡潔に表現すること。

③ 工程表< A 4用紙 様式自由 : 原本 1部、副本 5部>
業務全体の工程を示すこと。

ウ 応募金額提案書< 様式 3 : 原本 1部、副本 5部> 及び単価内訳書< 様式 3-1 : 原本 1部>
業務ごとに積算内訳を記載し、3.②③の業務に係る単価も明記すること。

エ 事業実績申告書 (様式 4 : 原本 1部、副本 5部)
※ 7.公募参加資格 (5) に該当する履行実績を記載すること。

オ 共同企業体で参加の場合

- ① 共同企業体届出書 (様式 5-1 : 原本 1部)
- ② 共同企業体協定書 (写し) (様式 5-2 : 原本 1部)

カ 業務提携で参加の場合

- ① 業務提携届出書 (様式 6-1 : 原本 1部)
- ② 委任状 (様式 6-2 : 原本各 1部。※業務提携する全者分を提出すること)

キ 誓約書 (参加資格関係) (様式 7 : 原本 1部)

ク 持続可能性の確保に向けたチェックシート (様式 8 : 原本 1部)
※業務提携又は共同企業体の場合は、全者分を代表者がまとめて提出すること

【審査委員会にて審査後、契約候補者 (選定事業者) のみ提出】

※業務提携又は共同企業体の場合は、ス以外の全社分の資料を代表者がまとめて提出すること

※なお、契約候補者が資格審査に必要な書類を提出する場合、博覧会協会の連絡を受けてから 7 営業日
後の 17 時まで提出をすること。

ケ 定款又は寄付行為の写し (原本証明すること。) (1部)

コ 法人登記簿謄本 (1部) (発行日から 3 か月以内のもの。)

サ 納税証明書 (各 1部) (未納がないことの証明 : 発行日から 3 か月以内のもの)

- ① 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税 (全税目) の納税証明書
- ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

シ 財務諸表の写し (1部 : 最近 1 年もの、半期決算の場合は 2 期分)

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 株主資本等変動計算書

ス 使用印鑑届 (様式 9 : 原本 1部) ※共同企業体で参加の場合は代表構成員のみ提出

セ 印鑑証明書 (原本 1部)

ソ 持続可能性の確保に向けた誓約書 (様式 8-1 : 原本 1部)

タ 暴力団排除条例に基づく誓約書 (様式 11)

(6) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る提案者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(7) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(8) その他

ア 応募は 1 者 1 提案とする（業務提携又は共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、原本 1 部を A 4 ファイルに綴って提出し、副本 5 部はファイルに綴じずに提出すること。A3 版の資料は、Z 折で A4 版とすること。応募書類は電子媒体（CD-R 等）も合わせて 1 部提出すること。

※電子媒体ヘデータを格納する際は、原本・副本の両方を格納すること。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

<記入例>

「2025 年日本国際博覧会 廃棄物管理業務」提案書 株式会社〇〇（法人名もしくは共同企業体名）

エ 書類提出後の差し替えは認めない。（博覧会協会が補正等を求める場合を除く。）

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

9. 説明会

実施しない。

10. 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、評価委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点が複数いる場合は、本業務実施のために必要となる費用の総額から、協賛提案額を除いた価格が安価な者を最優秀提案者とする。

イ 審査は、書類審査にて行う。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点以下の場合は採択しない。

エ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

オ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

カ 協賛提案がある場合は、企画提案と協賛提案を一括して審査するが、価格点評価は本業務実施のために必要となる費用の総額から、協賛提案額を除いた価格を審査対象とする。

(2) 審査基準

No	審査項目	審査内容	配点
1-1	廃棄物管理実施計画策定、作業マニュアル作成業務及び研修実施	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物管理を整理するにあたり、実施計画に無理はなく実現性があるか ◎廃棄物管理実施計画の策定に向けて、調査の方法や内容（項目・人員・手順等）について具体的、効率的、効果的、創意工夫、整合性がとれているか ○事業の達成に向けて、作業マニュアルの内容は、作業技術や知識の習得を図るよう具体的、妥当なものとなっているか ◎事業の達成に向けて、作業マニュアルにおいて具体的にわかりやすかつ効果的な教育・研修を踏まえた内容・整理となっているか ○作業員が業務を確実かつ円滑に遂行できるよう、適切な研修内容となっているか 	5点
1-2	清掃管理センター廃棄物管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ○清掃管理センターでの業務（業者の紹介、処理費用の請求、廃棄物数量の管理、電子マニフェストの登録管理、産業廃棄物処理及び再生処理業者との連絡調整等）について、業務実施体制が整っているとともに、具体的に記載されているか ◎各業務が適切かつ効率的な内容で明確に示されているか 	5点
1-3	サブストックヤード業務	<ul style="list-style-type: none"> ○サブストックヤードでの廃棄物管理業務について、業務実施体制が整っているとともに、具体的に記載されているか ◎ごみの受け入れについて適切かつ効率的な内容となっているか ◎分別・計量について適切かつ効率的な手法となっているか ◎資機材の整理や、衛生環境の維持及び円滑に業務ができるよう適切かつ効率的な体制となっているか 	10点
1-4	3Rステーション巡回回収業務・会場内集約業務	<ul style="list-style-type: none"> ○巡回回収業務について、業務実施体制が整っているとともに、具体的に記載されているか ◎効率的かつ来場者の安全に配慮した巡回回収となるよう明確に示されているか ◎来場者が適切にごみの分別ができるような配慮について、工夫した内容で明確に示されているか ○会場内集約業務について、業務実施体制が整っているととともに、具体的に記載されているか ◎集約にあたり、効率的、効果的かつ来場者の安全に配慮した具体的な内容となっているか 	5点

1 - 6	メインストックヤード業務・会場外搬出管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ○メインストックヤードでの廃棄物管理業務について、業務実施体制が整っていると、具体的に記載されているか ◎各種廃棄物を適切かつ効率的に受け入れ集積・管理・搬出ができるよう明確に示されているか ◎生ごみの堆肥化処理、その他廃棄物の分別・再生処理が適切かつ効率的に行うことができるよう明確に示されているか ◎資機材の整理や、衛生環境の維持及び円滑に業務ができるよう具体的かつ工夫した体制となっているか ○会場外搬出業務について、業務実施体制が整っていると、具体的に記載されているか 	20点
1 - 7	設備、資機材、消耗品の確保、その他	<ul style="list-style-type: none"> ○事業を遂行可能な各種設備等の数を確保できているか ◎各種設備等を迅速、柔軟に確保できる体制をとっているか ◎廃棄物管理施設について適切な衛生環境管理体制を構築しているか ○参加型取り組みや普及啓発の協力内容に無理はなく実現性があるか ◎参加型取り組みや普及啓発の実施方法についての検討が行われ、効率的・効果的、かつ、実現可能な事業実施方法がとられているか、また、創意工夫がみられるか 	5点
1 - 8	収集運搬、処分	<ul style="list-style-type: none"> ○廃掃法において収集運搬、処分の委託先として認められる者か ○許可業者にあつては、事業の全部または一部の停止を受けている期間中でないか ◎優良産廃処理業者認定制度における制度を受けているか ◎費用面を含めた効率的かつ効果的なリサイクル(処理)手法の考え方を示しているか ◎輸送方法は環境に配慮し(CO2削減等)、適切かつ効率的な内容となっているか 	10点
2	業務の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ○事業目的等を正しく理解したうえでの提案になっているか ○工程を明確にするとともに、各工程に対する具体的な実施スケジュールが明確に示されているか 	5点
3	提案者実績、業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○事業遂行に不可欠な専門知識、ノウハウ等の蓄積があるか。 ◎本業務を遂行するための国際博覧会や類似するイベント等の実務経験者の配置がされているか ◎総括責任者及び担当者の主な実績等があるか 	5点

		○各業務実施の体制図及び役割が、事業内容と整合しているか、また、遂行可能な人数が確保されているか	
4	価格点	○価格点の算定式 満点（30点）× 提案者のうち最低価格（合計）/自社の提案価格（合計） ※本業務の実施のために必要となる費用の総額から、協賛提案額を除いた価格を審査対象とする。 ※廃棄物管理業務と廃棄物処理（場外への収集運搬及び処分）に係る処理業者への費用は各々で記載すること	30点
	合計		100点

○：最低ライン（基準評価）項目 ◎：加点項目

（3）審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を博覧会協会ホームページ「契約情報：2025年日本国際博覧会 廃棄物管理業務の公募について」において公表する。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

- ① 最優秀提案者（名称・評価点・提案金額）
- ② 全提案事業者の名称 ※50音順
- ③ 全提案者の評価点 ※得点順（応募者が2者であった場合、次点者の得点は公表しない。）
- ④ 最優秀提案者の選定理由 ※講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

（4）審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 提案者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

11. 協賛（運営参加）提案の受付

本業務の企画提案にあわせて本業務内容のうち、廃棄物管理業務特記仕様書「6. 必要とする主な資機材」に記載の物品について協賛（運営参加）の提案を受付ける。協賛規模（金銭換算による協賛金額）は、100万円（税抜）以上とすること。なお協賛提案は任意であり、必ずしも提案する必要はない。

（1）協賛申出書の受付

8 (5) 【応募時に必要な書類】を併せて提出すること

(2) 協賛参加資格

契約交渉の相手方のみとする。

(3) 協賛提案の協議及び審査結果の通知

契約交渉の相手方が決定後、協賛提案内容については本協会が契約交渉の相手方との個別協議を経て審査し、その結果を契約交渉の相手方に通知する。

(4) 協賛提案の契約手続き

協賛提案の契約手続きは、企画提案の契約手続きとは別に本協会が契約交渉の相手方と協議を行い、締結する。なお、契約書については別途提示する。

(5) 履行できない場合の措置

何らかの事由により協賛提案の内容が履行できない場合には、資金協賛等、他の手段により代替措置が必要となる。その場合の具体的手続きについては、本協会との協議によるものとする。

(6) 協賛者名の公表

協賛契約締結後、協賛者名を本協会ホームページにて公表する。

(7) 協賛特典 ※詳細については、協賛特典説明資料を参照

ア 呼称権

協賛者は、運営参加への協賛について、協賛者の商品やサービスの広告やプロモーション等に、当協会が協賛内容に応じて付与する呼称を使用することができる。

イ 名称表示権

協賛者は協賛者の名称・ロゴマークを協賛対象の物品に限り、万博会場内外の媒体・アイテム等へ表示することができる。なお、表示箇所・表示面積・表示回数等については、協賛内容の多寡に応じて、当協会が別途定める。

ウ 協会ホームページ等での社名掲載権

当協会ホームページ、出版物等に、協賛者の名称を掲載する。

エ 万博公式ロゴマーク使用权

協賛者は、万博公式ロゴマーク、公式キャラクター及びデザインシステムを企業広告、社内利用物、頒布品等に使用することができる。ただし、使用方法、使用開始時期等については、当協会が別途定める。なお、協賛者の商品への使用は本協賛特典の対象外であり、協賛者が商品への使用を希望するときは、別途ライセンス契約を締結する必要がある。

※協賛特典の詳細については、会場整備参加（第2回）・運営参加（第5回）参加説明資料のP.16～21を参照。

(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/230712_sanka.pdf)

12. 企画提案に係る契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と博覧会協会との間で協議を行い、契約を締結する。なお、博覧会協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Light サービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、博覧会

- 協会から案内する。(詳細はこちら (<https://www.expo2025.or.jp/bidding/promotion/>)
- (2) 採択された提案については、採択後に博覧会協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
 - (3) 契約金額の支払いについては、受託事業者から提出された業務完了報告について、博覧会協会が検査を実施し、その検査に合格することを条件とする。支払い頻度等については契約の際に協議する。
 - (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書(様式 11)を提出すること。誓約書を提出しないときは、博覧会協会は契約を締結しない。
 - (5) 契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書(様式 8-1)を提出すること。
 - (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
 - (7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、博覧会協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
 - (8) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。(現金に代えて納付される証券を含む。)
 - (9) (8)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ア 契約の相手方が保険会社との間に博覧会協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と履行保証契約を締結したとき。
 - ウ 契約の相手方が、過去 2 年の間に博覧会協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - エ 契約金額の年額又は総額が 150 万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - オ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - カ 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
 - キ 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟、点検等を委託する場合で、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ク 物品等を購入又は賃貸借する場合で、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

13. 持続可能性の確保

- (1) 採用者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働き

かけるものとする。

(2) 採用者は、本契約の履行に際し、博覧会協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。

(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf)

(3) 採用者は、博覧会協会が採用者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。

(4) 採用者は、博覧会協会が採用者による調達コードの遵守状況について博覧会協会による確認・モニタリング又は博覧会協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。

ただし、採用者が協力が支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。

(5) 博覧会協会が採用者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、採用者は、改善に取り組み、その結果を博覧会協会に報告しなければならない。

14. その他

(1) 応募提案にあたっては、本公募要領及び仕様書を熟読し遵守すること。

(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等を遵守すること。

(3) 本公募に係る応募提案手続きについて博覧会協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とする。

以上